



小春日和の小松菜（都筑区東方町）

- 県知事への意見提出
- 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集
- 農業者年金
- 委員紹介
- 横浜市からのお知らせ

農家のみなさまの意見を県知事に提出

8月21日に、(一社)神奈川県農業会議から黒岩祐治神奈川県知事に「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」が提出されました。

県内農家のみなさまの意見を農業委員会と神奈川県農業会議が集約して取りまとめたものです。併せて、国の農林業施策等についても県選出国會議員に要請するなど実現に向けた運動が行われました。

内容

- ① 基本農政の確立・推進
- ② 農地の保全と有効利用対策
- ③ 担い手・経営対策
- ④ 農業委員会活動対策 など



農業委員・農地利用最適化推進委員の募集

横浜市中央農業委員会と横浜市南西部農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集しています。

申込みは、農業者又は農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦と、自薦による方法があります。申込みをご希望の方は、募集要項等により詳細をご確認いただき、必要な書類をご提出ください。締め切りは、12月2日(月)〔必着〕です。

詳細は、横浜市農業委員会ホームページをご覧ください。以下の問合せ先へご連絡ください。

横浜市 農業委員会

検索

■農業委員の募集

【募集人数】中央農業委員会 19人 南西部農業委員会 14人

【任命期間】令和2年8月18日～令和5年8月17日（任期3年）

【職務内容】農地の権利移動や転用等に係る許認可業務及び農地利用最適化の推進に係る業務など

【問合せ】環境創造局農政推進課 横浜市中区港町1-1 関内中央ビル4階

☎045-671-2631 (FAX)045-664-4425

■農地利用最適化推進委員の募集

【募集人数】中央農業委員会 19人 南西部農業委員会 11人

※更に区域を分けて、区域ごとに募集人数を設定しています。

【委嘱期間】農業委員会の委嘱日（令和2年8月18日以降予定）～令和5年8月17日

【職務内容】農地利用最適化の推進に係る業務など

【問合せ】中央農業委員会（都筑区役所内） ☎045-948-2475 (FAX)045-948-2488

南西部農業委員会（戸塚区役所内） ☎045-866-8495 (FAX)045-862-4351

農業者年金に加入して安心で豊かな老後を

国民年金だけでなく、農業者年金にも加入して老後の生活に備えませんか。

農業者年金の特徴	設定自由な保険料	月額2万円～6万7千円の間で加入者が自由に選択でき、いつでも見直しできます
	積立方式の終身年金	原則65歳から生涯受給でき、80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずだった年金相当額が遺族に支払われます
	税制面での優遇	支払保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となり、将来受け取る年金も「公的年金等控除」が適用されます

詳しくは、農業者年金基金、JA横浜各支店又は各農業委員会にお問合せください。

全国農業  **新聞** 日本の農業を支える皆様に!
購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

農家の思いを伝え農業・農村の「未来」をともに考えます。
全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。

委員紹介

このコーナーでは
全委員を順に
ご紹介しています。

凡例	(委員会名) 氏名
	【農】 農業委員
	【推】 農地利用最適化推進委員
	①主な営農地域 ②主な作物 ③ひとこと

中央 長澤 和雄【農】



- ①都筑区牛久保東
- ②露地野菜、果樹(葡萄)
- ③都筑区の東部を担当しています。就農して30年近くになりますが、毎週日曜には朝市を開催して地域の人達に新鮮野菜を直売しています。農家の高齢化も進む中、少しでも皆様のお役に立てればと思います。

中央 関戸 裕一【農】



- ①青葉区美しが丘西
- ②シクラメン、花苗、野菜苗
- ③農業委員として一期目で勉強になる事が多くあります。都市農地貸借法の制定で今後、都市農地の在り方が変わっていくと思います。都市農地維持のため、関係機関と連携して地区農業者のお役に立てればと考えています。

中央 齋藤 春美【推】



- ①緑区新治町
- ②露地野菜、果樹
- ③多品種少量栽培で年間100種類ほどの野菜を直売しています。無農薬栽培ですが、捨てない・残さないを実践しています。農業の発展と楽しさを地域の方々に知ってもらえるような活動をしたいと思います。

中央 萩原 恵司【推】



- ①青葉区寺家町、鴨志田町
- ②露地野菜、水稻、果樹
- ③父の後を継いで就農18年目ですが、まだまだ担当地区内を把握できずにいる現状です。農地を相続しても農業経営に魅力を感じられない若い世代や「今後農地をどうしたら…」とお悩みの方は、農業委員会に相談してみてください。

南西部 相澤 晴男【農】



- ①戸塚区舞岡町
- ②露地野菜、施設野菜、水稻
- ③私が担当する舞岡地区は、ふるさと村に指定され、農業が盛んなところです。4月の竹の子掘りから始まり、トマトもぎ、ジャガイモ掘り、さつまいも掘り等、年間を通して収穫体験を実施し、子どもから大人まで多くの方が舞岡を訪れています。

南西部 高橋 功【農】



- ①瀬谷区上瀬谷町
- ②露地野菜、果樹
- ③現在、上瀬谷農専地区は、新たな町づくりを協議中です。将来に向けた農業振興のため、地域の農家の声を聴きながら、この地区を魅力ある農業経営ができるよう努力していきたいと思っています。皆様のご協力をお願いいたします。

南西部 金子 秀喜【推】



- ①瀬谷区二ツ橋町
- ②露地野菜、果樹
- ③就農12年目です。多品種少量生産で、露地野菜を中心に、柿等の果樹を栽培し、直売所で販売しています。都市部の農家の最大の課題は、相続だと実感しておりますので、少しでも農家の力になれるよう、頑張りたいと思います。

南西部 小池 孝男【推】



- ①金沢区朝比奈町
- ②露地野菜
- ③私が担当している金沢区は、宅地化が進み、農地も減少傾向にあります。それでも、露地野菜を中心に、直売や農協を通じた販売に積極的に取り組んでいる農家も多くあります。今後も課題はありますが、地域の農家の声を聴きながら、取り組んでまいりたいと思っております。

農地造成をする場合は農業委員会へご相談ください！

農地造成とは農地の農業上の生産性や利用促進を図る目的で、切土・盛土を伴う農地の改良を行うことをいいます。横浜市では農地造成を行う場合、農業委員会が地域の営農状況への影響の確認や、切土・盛土を行う上での技術的な指導を行っております。農地造成を行う場合は事前に農業委員会事務局にご相談ください。

みどりアップのイベントへ行こう!

横浜市は大都市でありながら、身近に水や緑にふれられる場所が多く存在しています。市では、みどりの減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「みどりアップ計画」(計画期間: 2019-2023)を推進しています。

この取組を多くの方に知っていただくため、たくさんのイベントを開催しています。



1 農と緑のふれあい祭り

野菜の収穫体験や農畜産物の販売(先着順)、自然素材を利用した工作教室など、横浜の緑や農業を身近に感じられる催し物が盛りだくさんです。

日時 11月3日(日・祝) 10時~14時
こども植物園は15時まで

場所 環境活動支援センター、
児童遊園地前、
こども植物園
(バス停児童遊園地または児童遊園地入口 下車)



2 食と農の祭典2019@横浜農場

比較的農地が少ない都心部でも、身近に横浜の「農」の魅力を実感してもらえるよう「横浜の農にふれる・みる・味わう」をテーマにしたイベントです。

日時 11月16日(土)、17日(日) 10時~16時
(直売は売り切れ次第終了)

場所 北仲通北第二公園(横浜北仲マルシェ内)、JR桜木町駅前広場

内容 ①市内産農畜産物や加工品の販売及びワークショップ
②農機具の展示や「横浜農場」の紹介、市内産の花苗や野菜による農風景の展示
③クイズラリー など



その他のイベントはホームページでご覧いただけます。

みどりアップの楽しみ方 2019

検索



問合せ **1**のイベント 環境創造局環境活動支援センター ☎045-711-0635 (FAX) 045-721-6356
2のイベント 環境創造局農業振興課 ☎045-671-2639 (FAX) 045-664-4425

2020年農林業センサスにご協力ください

農林水産省では、令和2年2月1日現在で、「2020年農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

令和2年1月中旬から調査員が農林業の経営状況などについて、調査票への記入をお願いするために農林業関係者の方々を訪問します。パソコン等からオンラインによる回答も可能です。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。



問合せ 政策局統計情報課 ☎045-671-2106 (FAX) 045-663-0130

屋外燃焼行為(野焼き)について

農業者が自己の農作業に伴って行う屋外燃焼行為(いわゆる「野焼き」)は、むやみに行うことがないようにし、やむを得ず行うときは、「よく乾かす」、「時間帯や風向きに注意する」など、周辺環境への配慮をお願いします。

なお、農作業に伴って行う野焼きであっても、合成樹脂やゴム類、油脂類、布類の焼却は禁止されています。

問合せ 環境創造局大気・音環境課 ☎045-671-2486 (FAX) 045-671-2809